

徳島県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の課、隊及び学校並びに警察署（以下「所属」という。）に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等については、重要な箇所ごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下本条中同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導にあたること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長は、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和48年徳島県人事委員会規則6-14)別表第3基準学歴区分の大学卒に該当する者にあつては2年、短大卒に該当する者にあつては4年)に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長選考委員会)

第5条 巡査長の選考を行うため、警察本部に巡査長選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は本部長、委員は警務部長、警務課長及び本部長が指名する者をもつて充てる。

(巡査長の選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について行うものとする。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第7条 所属長は、巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

- 2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は70人以内とし、所属ごとの数は、別に定める。

附 則 (昭和44年5月17日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年5月17日から施行する。

附 則 (昭和46年4月8日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和46年4月10日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月25日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年7月21日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和57年7月21日から施行する。

附 則 (昭和58年10月1日本部訓令第9号)

1 この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

2 巡査長の所属別配置定員に関する規程(昭和43年徳島県警察本部訓令第6号)は、廃止する。

附 則 (昭和59年3月27日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月7日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月28日本部訓令第23号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。